

一般の贈与

(注) 「一般税率」及び「特例税率」については、51ページを参照してください。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。

「特例贈与財産」及び「一般贈与財産」（いずれも51ページ参照）の両方を贈与により取得し、「特例税率」及び「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、61ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」の「○特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の①の金額）	A	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の②の金額）	B	1,500,000円
配偶者控除額 （申告書第一表の③の金額）	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】 （申告書第一表の④の金額）	D	4,500,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
Dの控除後の課税価格【D-E】 （申告書第一表の⑥の金額）	F	3,400,000円
Fの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。	G	410,000円
特例贈与財産に対応する税額 【G×A/D】	H	273,333円
Fの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。	I	430,000円
一般贈与財産に対応する税額 【I×B/D】	J	143,333円
税額（H+J） （申告書第一表の⑦欄に転記します。）	K	416,666円

（例）特例贈与財産 5,000,000 円及び一般贈与財産 10,000,000 円を取得した場合

特例贈与財産の価額（A）と一般贈与財産の価額（B）の合計額（D）から基礎控除額（E）を控除した課税価格（F）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額（G・I）について、それぞれ（1）及び（2）のとおり按分計算し、その合計額（K）を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額（G及びH欄の計算）**

$$F 13,900,000 \text{ 円} \times 40\% \text{（特例税率）} = 5,560,000 \text{ 円（控除額）}$$

$$G 5,560,000 \text{ 円} \times \left(\frac{A}{D} \right) = 1,220,000 \text{ 円}$$
（注）1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- 一般贈与財産に対応する税額（I及びJ欄の計算）**

$$F 13,900,000 \text{ 円} \times 45\% \text{（一般税率）} = 6,255,000 \text{ 円（控除額）}$$

$$I 6,255,000 \text{ 円} \times \left(\frac{B}{D} \right) = 3,003,333 \text{ 円}$$
（注）1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- 贈与税額の計算（K欄の計算）**

$$H 1,220,000 \text{ 円} + J 3,003,333 \text{ 円} = K 4,223,333 \text{ 円}$$

【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において18歳^{（注）}以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

（注）「18歳」とあるのは、令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」となります。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額（A 3,000,000 円）と一般贈与財産の価額（B 1,500,000 円）の合計額（D 4,500,000 円）から基礎控除額（E 1,100,000 円）を控除した課税価格（F 3,400,000 円）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額（G 410,000 円・I 430,000 円）について、それぞれの財産の価額に対応する税額（H 273,333 円・J 143,333 円）を計算し、その合計額（K 416,666 円）を計算します。

令和4年分用

（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）